

議員政策提案条例『(仮称) 子どもの権利を守る条例 (案)』について

現在、市議会において(仮称)子どもの権利を守る条例の策定に向けた協議が進められています。

市議会パブリック・コメント実施時点の条例案は令和4年1月14日付け文書にてお知らせしたとおりですが、その第19条と第20条で、横須賀市児童福祉審議会が市の施策の進捗について評価を行うことが書かれておりました。

条例案が今後変更される可能性はありますが、上記の条文がこのまま成立した場合には、児童福祉審議会として市からどう報告を受け、どう評価検証を行うかについてご協議いただき、決定する必要があります。

なお、事務局としましては、まずは児童福祉審議会(全体会)での協議を予定しておりますので、本日の子ども・子育て分科会では、これまでの経緯等をお知らせいたします。

1. 横須賀市議会の検討経緯

- | | |
|----------|--|
| 令和2年 3月 | 政策検討会議(委員長:石山満議員)において議員政策提案により条例制定すべきテーマとして子どもの権利を選定 |
| 11月 | 子どもの権利検討協議会(委員長:角井基議員)を設置 |
| 12月 | 子どもの権利検討協議会にて条例案の内容協議開始 |
| 令和3年12月～ | 市議会パブリック・コメント手続を実施 |

2. 今後のスケジュール(横須賀市議会での想定)

- | | |
|---------|--------------------|
| 令和4年 2月 | 市議会パブリック・コメント結果の公表 |
| 3月 | 市議会本会議への議案提出及び議決 |
| 7月 | 条例施行(予定どおり可決した場合) |

3. 児童福祉審議会の対応（第 19・20 条部分がそのまま成立した場合の想定）

条例がそのまま成立した場合、事務局としては、まずは児童福祉審議会（全体会）でご協議いただくことを想定しています。

ご協議にあたっては、市の施策や、子ども・子育て分科会の所管事項となっている第 2 期横須賀子ども未来プラン進行管理との関連などを改めて整理し、それらをご報告の上でお諮りすることとなると考えています。

想定される協議事項

- ・ 評価検証の対象とする施策の範囲
- ・ 評価検証を行う児童福祉審議会の組織（全体会/分科会・委員構成）
- ・ 評価検証結果の市長への報告方法
- ・ 評価検証の開始時期及び頻度

<参考> 市議会パブリックコメント時点の条例案から

（児童福祉審議会への報告）

第 19 条 市長は、子どもの権利を守り、子どもに関する施策の充実を図るため、子どもの権利に関わる施策の推進状況について横須賀市児童福祉審議会に報告しなければならない。

（評価・検証）

第 20 条 横須賀市児童福祉審議会は、子どもの権利に関わる施策の推進状況について評価及び検証をし、その結果を市長に報告しなければならない。